

入札概要書

薬事・毒物劇物販売業管理システム改修業務

入札日 令和8年7月27日（月）

令和8年7月8日

徳島県保健福祉部薬務課

1 入札に付す事項

(1) 業務名

薬事・毒物劇物販売業管理システム改修業務 一式

(2) 主な業務内容

薬事・毒物劇物販売業管理システム改修業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 業務場所

企画総務部情報政策課、保健福祉部薬務課及び保健所とする。

2 担当する課の名称及び所在地

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部薬務課 薬事審査担当

電話:088-621-2231 FAX:088-621-2842

電子メール: yakumuka@pref.tokushima.lg.jp

3 入札概要書及び仕様書の交付について

(1) 期間

令和8年7月13日（月）から7月22日（水）

なお、最終日は正午までとする。

(2) 場所

徳島県ホームページにおいて交付するものとする。

(3) 方法

無償で交付する。

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、アからケまでに掲げる事項のすべてに該当する者であることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

ウ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定

する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされていない者であること。

カ 1の(1)に掲げる特定役務と同種の業務の履行実績がある者であること。

キ 業務の履行について、必要な能力及び経験を有する技術者を配置できる者であること。

ク この業務に係る入札概要書（仕様書、契約条項等を含む。以下同じ。）の交付を受けた者であること。

ケ 緊急時に早急な対応が必要なため、徳島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。

5 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより持参のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和8年7月13日（月）から7月22日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。なお、最終日は正午までとする。

(2) 提出場所

「2 担当する課の名称及び所在地」に同じ。

(3) 参加資格の確認及び通知

ア 提出期間内に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出しない者又は入札参加資格に係る確認の結果、参加資格が認められない者は入札に参加することができない。

なお、入札参加資格の確認に係る参加資格確認基準は、「4 入札に参加する者に必要な資格」によるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果は、令和8年7月24日（金）までの日付で書面により通知する。

6 一般競争入札参加資格確認申請書作成要領

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の作成方法

一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、様式－1～様式－4のとおりとする。提出部数は、様式－1～様式－4を正本1部とする。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書内容の留意事項

ア 会社概要について、次の事項を様式－2に記入すること。

(ア) 会社沿革

(イ) 本社、支社又は営業所等について

(ウ) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第

1 項の規定による審査資格状況

7 問い合わせ等について

(1) この入札についての問合せ先

「2 担当する課の名称及び所在地」に同じ。

(2) 問合せの方法及び受付期間

問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。

ファクシミリについては別紙「薬事・毒物劇物販売業管理システムの改修業務に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。なお、期間についてはおおむね入札参加資格確認申請書の提出期限の2日前までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

(3) 資料の閲覧期間及び場所

この事業に係る資料（システム操作説明書、ソースコード等）については、事前に連絡の上、閲覧することができる。

ア 期間

令和8年7月13日（月）から7月22日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）なお、最終日は正午までとする。

イ 場所

「2 担当する課の名称及び所在地」に同じ。

ウ 機密保持誓約書の提出

閲覧を希望する者は、「機密保持誓約書様式」により、機密保持誓約書を提出すること。
（閲覧当日の提出可）

8 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年7月27日（月） 午後2時30分

(2) 場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県万代庁舎9階902会議室

(3) 入札書の提出方法

持参によるものとする。

(4) 開札

(1) 及び (2) の日時、場所において、入札の終了後直ちに、入札者立ち会いのもとで行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち会わせて行う。

9 入札手続

(1) 入札書の作成（「入札書記載例」参照）

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札業務、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を明確

に記載し、押印しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」は、仕様書の調達物品等の各種費用を積算の上、記載すること。また、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。

エ 「住所」及び「氏名」並びに「印」は、次の区分により正確に記載しなければならない。

① 代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）を記載し、代表者の印（使用印鑑届を提出している場合にあつては、当該使用印鑑）を押印すること。

② 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載し、代理人の印（「委任状」に押印した印）を押印すること。この場合、代理権を与えた者（委任者）の印は押印してはならない。

（２）入札書の提出

入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた入札者は本入札概要書及び徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）に基づき入札書を「８ 入札及び開札執行の日時及び場所」の日時、場所に封筒に入れて提出すること。

（３）入札者

入札は、入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」を提出するものとする（「委任状記載例」参照）。

（４）入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（６）再度入札

開札の結果、落札者がいない場合においては、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として１回を超えないものとする。

なお、第１回の入札において入札書の内容不備により無効となった者も、再度入札には参加させることができるものとする。

（７）入札の無効等

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 「4 入札に参加する者に必要な資格」に規定する入札参加資格のない者の行った入札
- イ 記名押印のない入札
- ウ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって
価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - (ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
 - (イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの
 - (ウ) 「入札業務」で業務名の記載のないもの、又は記載を誤ったもの
 - (エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの
 - (オ) 使用の印鑑を誤ったもの
- オ 委任状を持参しない代理人のした入札
- カ 同一事項に対してした2通以上の入札
- キ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(8) 入札保証金

免除

(9) 契約保証金

免除

10 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

11 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、徳島県知事に対してその理由を、その通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を除く。）以内に書面（様式は任意）により説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

12 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 入札に参加する者は、必ず次のものを持参すること。
 - ア 入札に使用する印鑑
 - イ 顔写真入りの身分証明書
 - ウ 代理人による入札の場合は委任状

(3) その他

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書の作成並びに提出に要する費用は提出者の負担とする。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合は、提出された一般競争入札参加資格確認申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書は返却しない。

エ 一般競争入札参加資格確認申請書の受領後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、県が要求した場合は、この限りでない。

オ 落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が落札時から契約締結時までの間に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。また、契約後に判明した場合は契約を解除する。

本件特定調達契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。